

広報かどま7（2025）年9月号

定期購入の解約

（事例）ネット通販で「いつでもやめられる」と謳っていた定期購入のシャンプーを注文した。初回受け取り後、2回目以降を解約しようと販売会社に電話を入れたが、繋がらず困っていたところ、2回目の商品が届いてしまった。開封せずに着払い返品した（又は、受け取り拒否をした）にもかかわらず、今日請求書が届いた。商品は受け取っていないのだから支払いたくない。

（助言）契約成立には、販売会社と契約者双方の合意が必要であるように、解約にも双方の合意が必要です。事例のように、販売会社の合意を得ずに返品や受け取り拒否をしても、解約の合意を得たことにはなりません。逆に、返品の際にかかった送料まで請求されることもあります。解約方法はウェブサイトでできる場合もありますが、電話で解約するのであれば、繋がりにくいことも想定し、期限ぎりぎりではなく、早めに手続きしておきましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249